

消 食 基 第 404 号
厚生食監発 0630 第1号
令和 7 年 6 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消 費 者 庁 食 品 衛 生 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格
の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 105 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正され、清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）に係る成分規格が設定されたところです。

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のものの原水」及び水道水以外の食品製造用水（告示のB 食品一般の製造、加工及び調理基準の 5 の第 1 欄及び第 2 欄に定める 26 項目の規格に適合する水をいう。以下同じ。）につきましては、PFOS及びPFOAにかかる成分規格は設定されておりませんが、本改正に伴い、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第 2 版）」及び「PFASハンドブック」を御参考の上、下記のとおり食品等事業者に対して指導等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のものの原水については、自主的に P F O S 及び P F O A の濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の P F O S 及び P F O A に係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。
- 2 水道水以外の食品製造用水を使用する食品等事業者においては、自主的に P F O S 及び P F O A の濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の P F O S 及び P F O A に係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。

[添付資料]

- ・ P F O S 及び P F O A に関する対応の手引き（第 2 版）
- ・ P F A S ハンドブック